

令和2年4月1日

## きらら富士デイサービスセンター 利用料金表

## 1. サービス利用料金について

## ●共通（要介護・要支援）

※通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付の1割です。

ただし、介護保険の給付を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。

※1単位あたり10.14円（7級地）になりますので、利用方法及び計算方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。

※下記の表に記載した各加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

## ●ご利用者様の自己負担額

☆昼食代として650円、おやつ代として100円を別途ご負担いただきます。

☆その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてもご負担していただきます。

◎通常規模型通所介護費 7時間以上8時間未満

7級地：1単位あたり10.14円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型 7時間以上8時間未満	648単位	765単位	887単位	1,008単位	1,130単位
入浴介助加算	50単位				
個別機能訓練加算Ⅰ	46単位				
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位				
若年性認知症加算	60単位				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	5.90%				
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	1.00%				
サービス利用に係る自己負担額の例 1割負担の場合 (目安)	814円	940円	1,072円	1,203円	1,336円
サービス利用に係る自己負担額の例 2割負担の場合 (目安)	1,627円	1,880円	2,144円	2,406円	2,671円

※若年性認知症加算を除いた場合で計算してあります。

## ○個別機能訓練加算Ⅰ（46単位/回）

ご利用者様の生活意欲が増進される事を目的とした個別機能訓練計画を作成し、心身等の状況に応じた複数の訓練を、ご利用者様が選択して実施した場合に加算させていただきます。

## ○サービス提供体制加算Ⅱ（6単位/回）

直接サービスを提供する職員の総数の内、勤続年数3年以上の者の割合が30%以上。

◎富士市総合事業（事業対象者及び要支援）

	事業対象者 週1回利用	事業対象者 週2回利用	要支援1	要支援2
総合事業通所介護	1,655単位	3,393単位	1,655単位	3,393単位
運動器機能向上加算	225単位			
サービス提供体制加算	24単位	48単位	24単位	48単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	5.90%			
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	1.00%			
サービス利用に係る自己負担額の例 (1割負担の場合)	2,064円	3,974円	2,064円	3,974円
サービス利用に係る自己負担額の例 (2割負担の場合)	4,127円	7,948円	4,127円	7,948円

○運動器機能向上加算（225単位／月）

自立した日常生活を継続して営むことができる事を目的とした運動器機能向上計画を作成し、ニーズや心身等の状況に応じた個別の訓練を、機能訓練指導員が実施した場合に加算させていただきます。

○サービス提供体制加算Ⅱ（24単位もしくは48単位／月）

直接サービスを提供する職員の総数の内、勤続年数3年以上の者の割合が30%以上。  
介護職員のうち、介護福祉士の割合が40%以上

2. サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、9時15分から16時30分（所要時間7時間以上8時間未満）の通所介護の前後に継続して延長サービス（介護保険適用外）を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。